

改正

平成20年 3 月31日
平成21年 3 月 2 日
平成24年 3 月30日
平成24年12月28日
平成26年 8 月 5 日
平成29年10月 2 日
令和 3 年 9 月 6 日
令和 7 年 5 月30日

江別市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障がある認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者（以下「認知症高齢者等」という。）に対し、成年後見制度の利用に要する費用を助成する江別市成年後見制度利用支援事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 助成の対象となる者は、市内に居住する認知症高齢者等であって、家庭裁判所の審判により、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）となったもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）の規定による支援給付受給者
- (3) 収入、資産等の状況について、第 1 号に準ずる者として市長が認めるもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用に要する費用を負担することが困難であると市長が認める者

2 成年被後見人等が次の各号のいずれかに該当する場合は、市内に居住する者とみなす。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第123号）第13条に規定する住所地特例対象施設に入所中の本市介護保険被保険者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第19条第 3 項に規定する特定施設に入所中の本市支給決定者
- (3) 生活保護法第19条第 3 項の規定により、施設に被保護者を入所させ、又は入所、養護若しくは介護扶助を委託して行う場合について、本市が保護を実施する者
- (4) その他市長が市内に居住する者と認めるもの

3 第 1 項の規定にかかわらず、成年被後見人等が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としない。

- (1) 他の市区町村の助成制度の適用を受ける者であるとき。
- (2) 成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）が成年被後見人等の親族であるとき。

(助成対象費用)

第 3 条 助成の対象となる費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 後見等開始の審判の申立てに要する費用であって次に掲げるもの
 - ア 審判の申立てに係る収入印紙に要する費用
 - イ 通信用の郵便切手に要する費用
 - ウ 診断書の作成に要する費用
 - エ 戸籍謄本、住民票及び登記されていないことの証明書の交付に係る手数料
 - オ 鑑定料（医師等により精神状況について鑑定を実施した場合に限る。）
- (2) 成年後見人等に対する報酬

(助成金の額等)

第 4 条 後見等開始の審判の申立てに要する費用に対する助成の額は、前条第 1 号に掲げる費用の額

の合計額を上限とする。

- 2 成年後見人等の報酬に対する助成の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額と、家庭裁判所が決定する報酬額のいずれか低い方の額を上限とし、助成の対象とする月数の算定については、算定する月に1月に満たない月があるときは、その月が始期の場合は切り上げ、終期の場合は切り捨てるものとする。ただし、成年被後見人等が死亡した場合における助成の額は、当該成年被後見人等の死亡日における遺留資産の状況を勘案し、健康福祉部長が定める。

(1) 在宅生活者 月額28,000円

(2) 施設等の入所者 月額18,000円

- 3 前項に規定する施設等とは、次に掲げるものとする。

(1) 生活保護法に規定する保護施設

(2) 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設

(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設

(4) 介護保険法に規定する介護保険施設

(5) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所（3月を超えて入院した場合に限る。）

(6) 前各号に掲げる施設に類する施設であって市長が認めるもの

- 4 第2項に掲げる区分については、家庭裁判所が報酬付与の対象とした期間の各月の初日の状態によるものとする。

（助成金の申請）

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、成年後見制度申立等費用助成申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要な書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略することができる。

- 3 後見等開始の審判の申立てに要する費用に係る助成金の申請は、審判の確定があった日の翌日から起算して3月以内に行わなければならない。

- 4 成年後見人等に対する報酬に係る助成金の申請は、報酬付与の審判の確定があった日の翌日から起算して3月以内に行わなければならない。

- 5 前項に定めるもののほか、報酬の助成の対象となる期間その他必要な事項は、健康福祉部長が定める。

（助成金の決定）

第6条 市長は、前条に規定する成年後見制度申立等費用助成申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、成年後見制度申立等費用助成金交付（却下）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の支給）

第7条 助成金の支給は、申請者が指定する成年被後見人等の金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、成年被後見人等が死亡した場合は、成年後見人等であった者の金融機関の口座に振り込むものとする。

（報告義務）

第8条 助成金の交付の決定を受けた成年被後見人等（以下「助成金交付対象者」という。）及びその成年後見人等は、当該助成金交付対象者の収入若しくは資産の状況又は生活状況に変化があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（助成の中止等）

第9条 市長は、助成金交付対象者の収入若しくは資産の状況又は生活状況の変化、死亡等の事実を認めたときは、助成を中止し、又は助成額を変更することができる。

（助成金の返還）

第10条 市長は、助成金交付対象者及びその成年後見人等が次の各号のいずれかに該当する場合において、既に交付した助成金があるときは、成年後見制度申立等費用助成金返還命令通知書（第3号様式）によりその返還を命ずることができる。

- (1) 第3条各号に掲げる助成の対象となる費用に関し、虚偽の申出をしていたとき（当該助成金

交付対象者の親族その他関係人が虚偽の申出をしていたときを含む。）。

(2) 第8条に規定する報告の義務を怠ったとき。

(3) その他不正の行為があると認めたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月2日)

この要綱は、平成21年3月2日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日)

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年8月5日)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月2日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の施行の日前に江別市成年後見制度における市長申立てに関する要綱（平成21年3月2日市長決裁）の規定に基づき審判を受けた者以外の者に係るこの要綱による改正後の江別市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定の適用については、同日以後に発生した費用を助成の対象とする。

附 則 (令和3年9月6日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱により定められた様式の内紙については、当分の間、これに所要の補正を加えて使用することができる。

附 則 (令和7年5月30日)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

様式 (省略)